

伴走支援型特別保証

新型コロナウイルス感染症や原油・原材料高騰等の影響を受けている中小企業・小規模事業者のみなさまの早期の経営改善を継続的な伴走支援により後押しします。

保証限度額
最大**1億円**

保証料率
事業者負担 **0.20%** (※)

※ セーフティネット保証4号、5号、災害関係保証の場合
※ 一般保証の場合は、事業者負担0.20～1.15%となります。

保証期間
10年以内
据置期間最大5年

申込資格要件	(1)セーフティネット保証4号の認定を取得した方 (2)セーフティネット保証5号の認定を取得した方 (3)上記を除く、売上高または利益率（売上高総利益率または売上高営業利益率）が減少している方 ※売上減少要件等、詳細は裏面をご参照ください。 (4)激甚災害（令和6年能登半島地震による災害に限る）の影響を受けた方									
保証限度額	1億円（伴走支援型特別保証制度に対応した県・市町村制度融資との合算）									
対象資金	運転資金、設備資金	責任共有制度	対象外：セーフティネット保証4号、災害関係保証 対象：上記以外の場合※ ※対象外の既往借入金を残高の範囲内の額で申込人資格要件(2)、(3)により借り換える場合は対象外							
返済方法	一括返済、分割返済	保証期間	10年以内 分割返済の据置期間は5年以内							
貸付形式	証書貸付、手形貸付	担保	必要に応じて							
保証人	必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。	貸付利率	金融機関所定利率							
保証料率	①セーフティネット保証4号、5号または災害関係保証を利用した場合 保証料率 0.85% ⇒ 事業者負担 0.20% (0.65%に相当する額を国が補助)									
	②一般保証を利用した場合【責任共有対象】 (%)									
	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
③一般保証を利用した場合【責任共有対象外】（100%保証の既往借入金を同額以下借換えの場合） (%)										
料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	
②、③いずれも			↓	※ 差額を国が補助 (%)						
事業者負担	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	
※①、②、③いずれも経営者保証免除対応適用の場合は料率・補助ともに0.20%上乗せ（事業者負担は変化なし）										



明日をひらく中小企業とともに

栃木県信用保証協会



申込人資格要件

次の(1)～(4)のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した方

- (1)セーフティネット保証 4 号の認定を受けていること
- (2)セーフティネット保証 5 号の認定を受けていること
- (3)次の①又は② i ～vi のいずれかに該当すること
 - ①最近 1 か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して 5%以上減少していること
 - ② i 最近 1 か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して 5%以上減少していること
 - ii 最近 1 か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して 5%以上減少していること
 - iii 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して 5%以上減少していること
 - iv 最近 1 か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して 5%以上減少していること
 - v 最近 1 か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して 5%以上減少していること
 - vi 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して 5%以上減少していること
- (4)激甚災害（令和 6 年能登半島地震による災害に限る）について、災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ激甚災害を受けたこと（罹災証明書が必要）



添付書類

- (1)セーフティネット保証の認定書（4 号、5 号）（申込人資格要件(1)、(2)の場合）
- (2)経営行動計画書
- (3)売上高減少要件確認書（申込人資格要件(3)①の場合）
- (4)売上高総利益率減少要件確認書（申込人資格要件(3)② i ～ iii の場合）
- (5)売上高営業利益率減少要件確認書（申込人資格要件(3)② iv ～ vi の場合）
- (6)罹災証明書（申込人資格要件(4)の場合）
- (7)経営者保証免除対応確認書（経営者保証免除対応を適用する場合）



借換えの特例

- (1)セーフティネット保証 4 号にて危機関連指定期間中に信用保証協会が保証申込受け付けし、かつ貸付実行されたセーフティネット保証 5 号の既存借入は同額以下にて借換え可能
- (2)セーフティネット保証 5 号および一般保証にて保証割合が 100%の既存借入は同額以下にて借換え可能

※同額以下借換えの場合は責任共有対象外になります。



栃木県信用保証協会
facebook
情報発信中！



本所
TEL.028-635-2121
〒320-8618 宇都宮市中央 3 丁目 1 番 4 号
栃木県産業会館

足利支所
TEL.0284-70-6339
〒326-0821 足利市南町 4254 番地 1
ニューマヤコホテル足利本館